

# 誓約書

別記土地を転用するにあたり下記事項を厳守します。

岐阜県知事 様

令和 年 月 日

転用事業者 住所

氏名

印

## 記

1. 農地法により許可を受けた後は申請通りに目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋め立て又は占有する時は、別途町長に国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続き、その承諾を受けて施行すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に提出し、所定の手続きを了した上施行すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼすおそれのあるときは、それに対する防除施設を施すること。
6. 転用地に工場、畜舎等を建設するときは、大気汚濁、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すること。（別途、町長等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路については、埋め立ての際及び転用後において土砂の流出、湧水、たい積、崩壊又は子の転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉じん、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないよう転用し、道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. この転用事業が他法令の規制にかかるものについては、その認許可の手續、協議等を行うこと。
10. その他特約事項  
(1) 農地転用許可後に事業計画を変更し、転用事業を行うことになったときは事業計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を御嵩町農業委員会を経由し許可権者に提出すること。

## 土地の表示

土地の所在・地番			地目				面積 m <sup>2</sup>
御嵩町	字	番	変更前		変更後		
御嵩町	字	番	変更前		変更後		
御嵩町	字	番	変更前		変更後		
御嵩町	字	番	変更前		変更後		